

岐阜県公報

目次

告示

有害図書類の指定

(男女参画青少年課) 九七三^{ページ}

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 九七三

指定介護機関の廃止の届出

(同) 九七六

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 九七七

多治見都市計画道路事業の事業計画の変更認可

(街路公園課) 九七七

養老都市計画公園事業の事業計画の変更認可

(同) 九七八

大垣都市計画公園事業の事業計画の変更認可

(同) 九七八

大垣都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 九七八

美濃加茂都市計画下水道事業の変更認可

(同) 九七九

可児都市計画下水道事業の変更認可

(同) 九七九

海津都市計画下水道事業の変更認可

(同) 九七九

坂祝都市計画下水道事業の変更認可

(同) 九八〇

都道府県指定登録機関の指定

(建築指導課) 九八〇

指定事務所登録機関の指定

(同) 九八〇

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 九八一

争議行為の通知の公表

(労働雇用課) 九八一

県営土地改良事業の換地処分

(農地計画課) 九八二

土地改良事業の工事の完了

(同) 九八二

基本測量の終了

(用地課) 九八二

告示

岐阜県告示第四百一十一号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	刊行年	発行所、製作者
雑誌	チャンロード	2011.4月号	株式会社

2 指定年月日

平成23年3月11日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百一十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の

第二千二百三十一号
平成二十三年三月十一日

(金曜日)

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
株式会社ワイズ 岐阜市八代三 八五	通所介護	元気印 しんせい	本巣市軽海九七〇 一	平成二二・八・一
株式会社ワイズ 岐阜市八代三 八五	介護予防 通所介護	元気印 しんせい	本巣市軽海九七〇 一	同
有限会社あい 各務原市蘇原新生町三 一三	認知症対応 通所介護	あ い	各務原市蘇原新生町三 一三	同
有限会社あい 各務原市蘇原新生町三 一三	介護予防 認知症対応 通所介護	あ い	各務原市蘇原新生町三 一三	同
大垣市藤江町二 一四 二一キヤッスルハイ ツ大垣藤江町九〇二	居宅療養 管理指導	おおはし歯科クリニック	各務原市蘇原野口町三 一六	同
大垣市藤江町二 一四 二一キヤッスルハイ ツ大垣藤江町九〇二	介護予防 居宅療養 管理指導	おおはし歯科クリニック	各務原市蘇原野口町三 一六	同
鈴木 祐 一 羽島郡岐南町野中二 三五	居宅療養 管理指導	ゆう歯科クリニック	羽島郡岐南町野中二 三五	同
鈴木 祐 一 羽島郡岐南町野中二 三五	介護予防 居宅療養 管理指導	ゆう歯科クリニック	羽島郡岐南町野中二 三五	同
濱 昌 代 羽島市正木町大浦七九 二	居宅療養 管理指導	はま 齒 科 医 院	羽島市正木町大浦七九 二	同
濱 昌 代 羽島市正木町大浦七九 二	介護予防 居宅療養 管理指導	はま 齒 科 医 院	羽島市正木町大浦七九 二	同
いび川農業協同組合 七四四 三九 二 揖斐郡揖斐川町三輪二	通所介護 介護予防	J A いび川デイサービスセンター 清流の里うぐいす J A いび川デイサービス	揖斐郡大野町大字公郷 一六七 一 一 揖斐郡大野町大字公郷	同

いび川農業協同組合	七四四 三九 二	通所介護	ンター清流の里うぐいす	一六七 一 一	同
合同会社カーム	高山市下切町四三一	居宅介護 支援事業	カームケアセンター	高山市下切町四三一	同
小島良	羽島郡笠松町奈良町六	居宅療養 管理指導	小島歯科医院	羽島郡笠松町奈良町六	同
小島良	羽島郡笠松町奈良町六	介護予防 居宅療養 管理指導	小島歯科医院	羽島郡笠松町奈良町六	同
福井達也	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四四九〇二	居宅療養 管理指導	ふくい歯科	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四四九〇二	同
福井達也	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四四九〇二	介護予防 居宅療養 管理指導	ふくい歯科	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四四九〇二	同
中村良司	土岐市泉町久尻三九三	居宅療養 管理指導	中村歯科	土岐市泉町久尻三九三	同
中村良司	土岐市泉町久尻三九三	介護予防 居宅療養 管理指導	中村歯科	土岐市泉町久尻三九三	同
鵜飼秀策	土岐市駄知町一九一一	居宅療養 管理指導	鵜飼歯科医院	土岐市駄知町一九一一	同
鵜飼秀策	土岐市駄知町一九一一	介護予防 居宅療養 管理指導	鵜飼歯科医院	土岐市駄知町一九一一	同
有限会社アームズ	中津川市蛭川五七三三五 二二七	通所介護	デイサービスセンターほつと	中津川市蛭川五七三三五 二二七	同
有限会社アームズ	中津川市蛭川五七三三五 二二七	介護予防 通所介護	デイサービスセンターほつと	中津川市蛭川五七三三五 二二七	同
社会福祉法人輪之内町社 会福祉協議会	安八郡輪之内町四郷二 五三七 一	介護予防 訪問介護	輪之内ホームヘルパーステーション	安八郡輪之内町四郷二 五三七 一	同
医療法人 徳洲会 徳洲会病院	大垣市林町六 八五	通所リハビリテーション 介護予防	医療法人徳洲会 大垣徳洲会病院 通所リハビリテーション	大垣市林町六 八五	同
医療法人 徳洲会 大垣徳洲会	大垣市林町六 八五	介護予防 通所リハ	医療法人徳洲会 大垣徳洲	大垣市林町六 八五	同

徳洲会病院	一	ピリテー シヨン	会病院 通所リハピリテー シヨン	一	同
有限会社 ケアサポート 福助	一 可児市清水ヶ丘二 四	訪問介護	ケアサポート 福助	一 可児市下恵土一五八九	同
医療法人かがやき	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	訪問看護	総合在宅医療クリニック	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	平成二二・八・二
医療法人かがやき	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	訪問リハ ピリテー シヨン	総合在宅医療クリニック	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	同
医療法人かがやき	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	居宅療養 管理指導	総合在宅医療クリニック	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	同
医療法人かがやき	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	通所リハ ピリテー シヨン	総合在宅医療クリニック	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	同
医療法人かがやき	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	介護予防 訪問看護	総合在宅医療クリニック	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	同
医療法人かがやき	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	介護予防 訪問リハ ピリテー シヨン	総合在宅医療クリニック	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	同
医療法人かがやき	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	介護予防 居宅療養 管理指導	総合在宅医療クリニック	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	同
医療法人かがやき	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	通所リハ ピリテー シヨン	総合在宅医療クリニック	一 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	同
阿 部 馨 三	一 土岐市土岐津町土岐口 九九三 一	介護予防 居宅療養 管理指導	阿 部 歯 科 医 院	一 土岐市土岐津町土岐口 九九三 一	平成二二・八・一〇

岐阜県告示第百四十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称
--------------------------	---------------------	---------	---------------

指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
----------------	-------

市 橋 亮 一	羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	居宅療養管理指導	総合在宅医療クリニック
---------	---------------------	----------	-------------

羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	平成二二・八・一
---------------------	----------

市 橋 亮 一	羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	介護予防 居宅療養 管理指導	総合在宅医療クリニック
---------	---------------------	----------------------	-------------

羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 六	同
---------------------	---

岐阜県告示第百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称
--------------------------	---------------------	---------	---------------

指定居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
----------------	-------

グループホーム向山	関市塔之洞二六〇一	認知症対応型共同生活介護	新グループホームわが家
-----------	-----------	--------------	-------------

関市塔之洞二六〇一	平成二二・八・一
-----------	----------

岐阜県告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、多治見都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第一項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

- 一 施行者の名称
多治見市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
平成十八年岐阜県告示第三百十五号

岐阜県知事 古 田 肇

多治見都市計画道路事業 三・四・十七号

音羽・明和線

三 事業施行期間

平成十八年四月七日から

同 二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

岐阜県告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、養老都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

養老町

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十一年岐阜県告示第二百一十一号

養老都市計画公園事業 4・4・1号 中央公園

三 事業施行期間

平成二十二年三月十九日から

同 二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 養老町五日市字湊畑、字下市場、字柳原及び字宮東並びに三神町字南

郷地内

使用の部分 なし

岐阜県告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により大垣都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第一項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

垂井町

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十年岐阜県告示第二百六号

大垣都市計画公園事業 6・5・101号 朝倉公園

三 事業施行期間

昭和四十九年十二月二十日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 不破郡垂井町宮代字西山田、字北山、字朝倉、字榊畑及び字若宮並び

に同町字野田地内

使用の部分 なし

岐阜県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

大垣市

二 都市計画事業の種類及び名称

大垣都市計画下水道事業 大垣市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十三年三月二十七日から
平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大垣都市計
画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二
条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

垂井町

二 都市計画事業の種類及び名称

大垣都市計画下水道事業 垂井町公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十二月二十一日から
平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第五百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、美濃加茂都
市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六
十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

美濃加茂市

二 都市計画事業の種類及び名称

美濃加茂都市計画下水道事業 美濃加茂市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年七月八日から
平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第五百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、可児都市計
画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二
条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

可児市

二 都市計画事業の種類及び名称

可児都市計画下水道事業 可児市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月十六日から
平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第五百一十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、海津都市計
画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二

条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
海津市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
海津都市計画下水道事業 海津市公共下水道

- 三 事業施行期間
平成四年一月二十四日から
平成三十年三月三十一日まで

- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、坂祝都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
加茂郡坂祝町

- 二 都市計画事業の種類及び名称
坂祝都市計画下水道事業 坂祝町公共下水道

- 三 事業施行期間
昭和六十三年十二月二十三日から
平成二十八年三月三十一日まで

- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百五十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関を指定したので、同条第三項において準用する法第十条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 名称
社団法人岐阜県建築士会

- 二 住所
岐阜市司町一番地 岐阜総合庁舎三階

- 三 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
岐阜市司町一番地 岐阜総合庁舎三階

- 四 二級建築士等登録事務の開始の日
平成二十三年四月一日

- 五 指定年月日
平成二十三年二月二十四日

岐阜県告示第百五十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関を指定したので、同条第三項において準用する法第十条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 名称

社団法人岐阜県建築士事務所協会

- 二 住所

岐阜市六条南二丁目一三番一號

三 事務所登録等事務を行う事務所の所在地

岐阜市六条南二丁目一三番一号

四 事務所登録等事務の開始の日

平成二十三年四月一日

五 指定年月日

平成二十三年二月二十四日

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年三月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年二月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

名古屋ステーション開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

ステーションビルアピオ

大垣市高屋町一丁目一三〇 二

四 変更した事項

建物設置者の代表者氏名

（変更前）代表取締役 渡部 一俊
（変更後）代表取締役 阿曾 克彦

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）名古屋ステーション開発株式会社 代表取締役 渡部 一俊 外二七者
（変更後）名古屋ステーション開発株式会社 代表取締役 阿曾 克彦 外一〇者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年三月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年二月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

名古屋ステーション開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

ステーションビルアピオ

四 変更しようとする事項

大垣市高屋町一丁目一三〇 二

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 五八九台

(変更後) 五三八台

大規模小売店舗において小売業を行うものの開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前七時から午後十時まで

(変更後) 午前六時から午前〇時まで

争議行為の通知の公表

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十條の四第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 争議行為の行われる日時

平成二十三年三月十七日午後一時三十分以降四月末日まで

二 争議行為の行われる場所

みどり病院(所在地岐阜市)、すこやか診療所(同)、華陽診療所(同)、しずさと診療所(所在地大垣市)及びこがねだ診療所(所在地関市)の全職場

三 争議行為の概要

前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九條の二第九項の規定により、県営土地改良事業輪之内本戸地区の換地処分を平成二十三年三月一日にしたので、同法第八十九條の二第十項において準用する同法第五十四條第四項の規定により公示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域農村活性化総合整備事業	蛭川地区 (農業用排水施設整備)	平成二一・七・一七
	蛭川地区 (農業用道路整備)	平成二〇・五・二三

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四條第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(国土調査基準点測量)

三 作業期間

平成二十二年九月二十八日から
同二十三年二月二十五日まで

四 作業地域

高山市、関市、飛驒市、下呂市並びに加茂郡富加町及び東白川村

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十三年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

三 作業期間

平成二十二年十月二十七日から

同二十三年二月二十五日まで

四 作業地域

瑞穂市、本巢市、安八郡神戸町並びに揖斐郡大野町及び池田町

平成二十三年三月十一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター